足立区いじめ防止基本方針（案）

足　　立　　区
足立区教育委員会
平成２６年２月６日決定
令和８年●月●日改定

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

足立区、足立区教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１２条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定（最終改定平成２９年３月１４日）。以下「国の基本的な方針」という。））に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立区いじめ防止基本方針」（以下「区基本方針」という。）を策定した。そのような中、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年８月改訂版）（以下「いじめガイドライン」という。）の改訂が行われた。いじめは、子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす問題であることから、学校におけるいじめ防止対策のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し改善を図ることが必要であることから、「区基本方針」を改定する。

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

１　いじめの定義

区基本方針において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているもの」（法第２条）をいう。

２　区基本方針策定の目的

区基本方針は、いじめはどの学校でもどの児童生徒にも起こり得るという認識の下、足立区、足立区教育委員会及び足立区立学校が、相互に連携を図りながら主体的にいじめ問題への対策を進めるための基本方針を定めるものである。あわせて、法が規定するいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、足立区全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめの早期発見・早期対応に取り組むことを目的に策定し、必要に応じ随時内容の見直しを行う。

３　いじめの防止に向けた各機関の方針

（１）足立区の方針

足立区、足立区教育委員会は、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、国の基本的な方針に基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に策定し、実施する。

（２）足立区教育委員会の方針

ア　足立区教育委員会は、いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った児童生徒等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等との連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

イ　足立区教育委員会は、学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を区立学校へ指導・助言する。

ウ　足立区教育委員会は、児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

（３）足立区立学校の方針

ア　足立区立学校は、あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

イ　足立区立学校は、児童生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達の段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるように指導、支援する。

ウ　足立区立学校は、いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

エ　足立区立学校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、その対応については、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

オ　足立区立学校は、相談窓口（原則、担任及び学校に応じて設置する担当者）を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて、児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

第２　いじめ防止等における対策

１　足立区における対策

（１）「足立区いじめ等調査委員会」の設置

足立区は、法第３０条第２項の定める附属機関として、足立区いじめ等調査委員会設置条例に基づき、「足立区いじめ等調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）を適宜設置する。

ア　構成員

調査委員会は、職能団体等から推薦された有識者５人以内をもって組織する。

イ　役割

調査委員会は、区立学校等において、いじめ等が認められる場合、その事実の確認、いじめ等の再発防止のための必要な調査を行う（足立区いじめ等調査委員会設置条例第１条)。

（２）足立区の具体的な取組

いじめの進行による自殺リスクの高まりへの対応として、教育委員会と連携し以下のとおり取組む。

ア　SOS の出し方等教育

区の保健師又は学校の教員により実施。

児童・生徒が自分で自分を大切にするとともに、不安や悩みへの対処方法を理解し、現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するためのＳＯＳ（援助希求行動）の出し方について学習する。

イ　教員向けゲートキーパー研修

職層（校長、副校長、中堅教諭、初任者など）に応じて実施。

児童・生徒の発するＳＯＳへの気づき方や対応方法などを学ぶことで、児童・生徒がＳＯＳを出しやすい環境の整備に結び付ける。

ウ　児童・生徒向け相談窓口一覧カードの作成・配布

小・中学生向け、不登校の児童・生徒向けの相談窓口一覧カードを作成・配布。

児童・生徒が悩んだときや困ったときに相談できる場所を周知し、ＳＯＳを出せる先を増やす。

エ　保護者向けリーフレットの作成・配布

ＳＯＳの出し方等教育を受講した児童・生徒を通して保護者向けリーフレットを配布。

「こどものこころのＳＯＳに気づくために」と題し、対応のポイントをまとめ悩みやストレスを抱えやすい子どもたちの内面に目を向けてもらえるようにする。

オ　児童・生徒に配布しているタブレット端末の活用

児童・生徒に配布しているタブレット端末に「ＳＯＳフィルター」を一括でインストール。

児童・生徒が深刻な悩みや「いじめ」「死にたい」等の自殺につながる恐れのある語句を検索した際、悩みにあった窓口やセルフケアの方法をまとめたポップアップを表示する。

２　足立区教育委員会における対策

（１）「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」の設置

法第２８条第１項に規定する重大事態等の調査を公平・中立に実施するため、足立区教育委員会の附属機関として、足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会（以下、「重大事態等調査委員会」という）を適宜設置する。

ア　構成員

重大事態等調査委員会は、職能団体等から推薦された有識者５人以内をもって組織する。委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではないものの推薦を各職能団体に求め、当該調査の中立性・公平性を担保する。

イ　役割

重大事態等調査委員会は、区立学校等において、法第２８条第１項に規定するいじめ重大事態等が認められる場合、その事実の確認、いじめ等の再発防止のための必要な調査を行う（足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例第１条)。

（２）「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」の設置

足立区教育委員会の附属機関として、足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会設置条例に基づき「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」（以下、「対策委員会」という）を常設設置する。対策委員会の開催は年３回とするが、必要に応じ臨時に委員長が招集するものとする。

ア　構成員

学識経験者、弁護士及び教育委員会が適当と認める者等により構成する。

イ　役割

いじめへの対処又は同種の事態の再発防止のために区が執るべき措置に関することについて審議・答申する。

（３）足立区教育委員会の具体的な取組

ア　いじめ防止・早期発見に関すること

（ア）心の教育の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図るよう学校に指導助言を行う。

（イ）教職員のいじめ防止研修の実施

いじめ防止研修会、教育相談研修会、人権教育研修会、必修研修会（一年次研修会等）など経験や職層に応じた、いじめ防止研修を計画的に実施する。ＳＯＳの出し方等教育について、生活指導主任及び養護教諭を対象とした研修を実施する。子どもが自らの心の状況について早期に問題意識を形成し、それにいかに対処するべきなのか、理解促進を図る。

（ウ）スクールカウンセラーの派遣

いじめの早期発見やいじめの実態把握を行うとともに、いじめを受けた児童生徒のケアや相談に応じることができるようにするため、全足立区立学校にスクールカウンセラーを定期的に派遣する。

（エ）いじめ相談窓口の拡大

既存のいじめ電話相談に加え、メールによる２４時間相談受付を実施する。また、足立区公式ホームページに「学校でのいじめ相談」を設けるとともに、児童生徒用タブレットからもいじめ相談を受け付ける。

（オ）アンケート調査の実施

足立区立学校の児童生徒を対象に年３回のアンケートを実施し、いじめが発見された場合は必要な措置を講じ解消まで追跡して調査を行う。調査結果について区長、区議会及び「対策委員会」に報告する。また、アンケートには学校いじめ防止対策委員会の組織に関する情報を周知するとともに、認知しているかどうかの回答欄も設け、認知度を計測する。

（カ）指導訪問におけるいじめの実態把握

指導主事が学校を訪問する際に、管理職からの聴き取りや授業観察、いじめ一覧表やいじめ個票等をとおして、いじめやいじめ事案の対応等についての実態把握を行う。

（キ）教職員との「応答的」かつ「可変的」な関係性※1の構築

教職員と児童生徒が、常に話し合い、コミュニケーションをとることができる、「応答的」かつ「可変的」な関係性を構築するため、教職員が自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、一旦それを受容し、いかなる応答がよいのかを考える。

「生徒指導提要（文部科学省　令和４年１２月)」に示される「不適切な指導」にあたる行為※2を厳に慎み、指導後のフォローを必ず実施することについて、生活指導研修を通じて、周知徹底する。

児童生徒の最善の利益を十分配慮し、その年齢及び発達の段階に応じてその意見を尊重し、一人一人を大切にした教育を行う。

※１　「応答的」かつ「可変的」な関係性
応答的：相手のサインや言葉、環境の変化を適切に察知し、適切かつ迅速に対応すること
可変的：状況や相手の成長、ニーズに合わせて、対応を柔軟に変化させること。

※2　不適切な指導
大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。　等

（ク）精神健康の課題の早期発見・早期対応

１人１台端末を用いたいじめアンケート等を定期的に実施し、その結果を学級担任、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー等が速やかに共有できる体制を構築する。ふれあい月間、児童生徒全員面接や日常の指導の中で、精神健康の課題を見い出した際、速やかに養護教諭やＳＣとの面談を設定し、ＳＳＷや医療機関につなげていく。

（ケ）「いじめ一覧表」を活用した組織的な対応

いじめが疑われる事実を取りまとめる「いじめ一覧表」の作成を学校に依頼し、

各教員が確実に記入すること、各校の学校いじめ防止対策委員会において、「いじめ一覧表」を活用した情報整理及び対策検討を行い、情報共有することを通し、いじめの早期発見から早期解決につないでいく。

イ　いじめの対応に関すること

（ア）関係する児童生徒の安全確保及び加害児童生徒への措置

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考えるとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。

（イ）迅速な組織的対応

教育委員会が足立区立学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

（ウ）インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、書き込みを行った子どもに対して直ちに指導を行い、同時に、被害の子どもの心のケアを行うとともに、その内容の拡散防止の徹底を図る。必要に応じて、警察と連携し、警察の指示のもと対応する。特に、ＳＮＳを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合は、グループの子ども全員に対して、不適切な通信内容について指導するとともに、被害の子どもの精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。

（エ）関係機関との連携

教育委員会は、平時から児童相談所や警察等の関係機関と情報交換を行い、連携を図る。特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子どもの反省が見られない場合など、被害の子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考える事例については、ためらうことなく直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

（オ）雑則

教育委員会および区長部局は、いじめへの対処にあたり、当該いじめ重大事態の解決を共通の目的として、その目的を達成するために適宜情報を共有する。

３　足立区立学校における対策

（１）「学校いじめ防止基本方針」の策定

足立区立学校は、法第１３条及び区基本方針に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方針、内容等を定める「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）を策定する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、いじめが進行した場合の対処の仕方などを盛り込む。

（２）いじめの防止等の対策のための組織の設置

足立区立学校は、法第２２条の定める学校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、学校いじめ防止対策委員会を設置する。設置にあたっては、日頃からいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生活指導部会」等の既存の組織を活用することができる。また、各足立区立学校は、校務分掌上の組織として、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む組織として、「学校サポートチーム」を設置する。校長は、必要に応じて学校サポートチームを招集する（「いじめ総合対策【第３次】」令和７年６月東京都教育委員会より）。

①【学校いじめ防止対策委員会】

ア　構成員

当該学校の管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、生活指導主任、学年主任、教務主任等複数の教職員によって構成する（既存の生活指導部等の組織を活用することができる）。

イ　役割

法第２２条に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。また、年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う。さらに、いじめ一覧表を活用した情報整理及び対策検討を行い、いじめの早期発見から早期解決につなぐ。

②【学校サポートチーム】

ア　構成員

保護者代表、児童相談所職員、スクールソーシャルワーカー、保護司、民生・児童委員、スクールサポーター（警察）、福祉関係部署職員等によって構成する。

イ　役割

法第２２条に基づく学校いじめ防止対策委員会を支援する組織として、学校だけでは解決できない事案や児童生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図る。

（３）足立区立学校の具体的な取組

ア　いじめの防止・早期発見に関すること

（ア）心の教育の充実

いじめに関する授業を年３回以上計画し、実施する。その内、学校公開において、いじめに関する授業を年１回以上、実施する。

「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達の段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

（イ）児童会・生徒会の活性化

児童会・生徒会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。特に１１月を「いじめ防止期間」とし、活動の活性化を図る。

（ウ）学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備等を行い、ルールを守る意識を高揚させ、規範意識を高める。

（エ）校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

（オ）スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間に児童生徒の観察を行い、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童生徒のケアを行う。

（カ）児童生徒の自己有用感の高揚

すべての児童生徒に活躍の場を設定するとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童生徒一人一人に自己有用感をもたせる。

（キ）児童生徒・保護者等への意識啓発

児童生徒や保護者だけでなく、地域住民や関係機関に対し、学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者、地域を対象に、開かれた学校づくり協議会※1や、コミュニティ・スクール※2においては学校運営協議会と連携して、いじめ防止教室を実施する。

※１　開かれた学校づくり協議会
学校・家庭・地域の皆さんが力を合わせて地域性を生かした特色ある学校活動を進め、新しい時代を切り拓く児童・生徒の「たくましく生き抜く力」や「豊かな心」を育てていく取り組みである。足立区では全校に「開かれた学校づくり協議会」を設置し、区を挙げて取り組んでいる。

※２　コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づくしくみで、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、一定の権限と責任を持ち、教育活動などについて意見を述べることを通じて、保護者、地域の意見を学校運営に反映することを目的としている。

朝会、集会や相談時などの様々な機会で、児童生徒・保護者に対し、各校の学校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバーのほか、「いじめが絶対に許されないこと」「第三者としていじめがあると知った場合には学校いじめ防止対策委員会にすぐに知らせてほしいこと」「相談を受けた際にはいじめを受けた児童生徒、いじめを目撃した児童生徒を徹底して守り通すこと」を確実に周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにする。

（ク）いじめ相談窓口の案内・拡大

学校内にいじめ相談箱を設置するほか、学校いじめ防止対策委員会がいじめ相談窓口であることを周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにする。

（ケ）面談におけるいじめ調査

三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じ

る。

（コ）いじめ一覧表及びいじめ個票の作成、報告

児童生徒のいじめに関する情報を得た教職員は、いじめ一覧表に確実に記入し、速やかに管理職に報告する。また、いじめ一覧表を使って校内教職員といじめの事実及び対応策について共有する。あわせて学校は教育委員会に報告し、学校と教育委員会が随時連携して事案に対応する。さらに、いじめの早期発見のための実効的な実践について、ポイントを明らかにしたチェックリストを活用し、各校全教職員が日常的に確認をする。

イ　いじめの対応に関すること

（ア）いじめを受けた児童生徒の安全確保を最優先

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

（イ）迅速な調査及び記録の作成

学校がいじめまたはいじめの疑いがあると認めた場合には、早急に全容を解明するため、学校いじめ防止対策委員会において組織的かつ迅速に調査する。関係職員や児童生徒から聞き取った実態を整理し、客観的事実と主観的評価（推測）を厳格に分離し、「いつ、誰が、何をしたか」を記録する。学校は、作成した記録を基にいじめ個票等を作成のうえ、教育委員会に報告する。学校はいじめの事実及び学校の対応について、いじめに関わった児童生徒の保護者に報告し、協力を要請するとともに、いじめの解消※に向けて教育委員会と連携して対応する。

※　いじめの解消

以下に示す２つの条件が満たされていることを含め、学校いじめ防止対策委員会が子どもの状況等を総合的に検討したうえで、校長が判断する。

①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月）継続していること。

②被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

（ウ）関係機関との連携

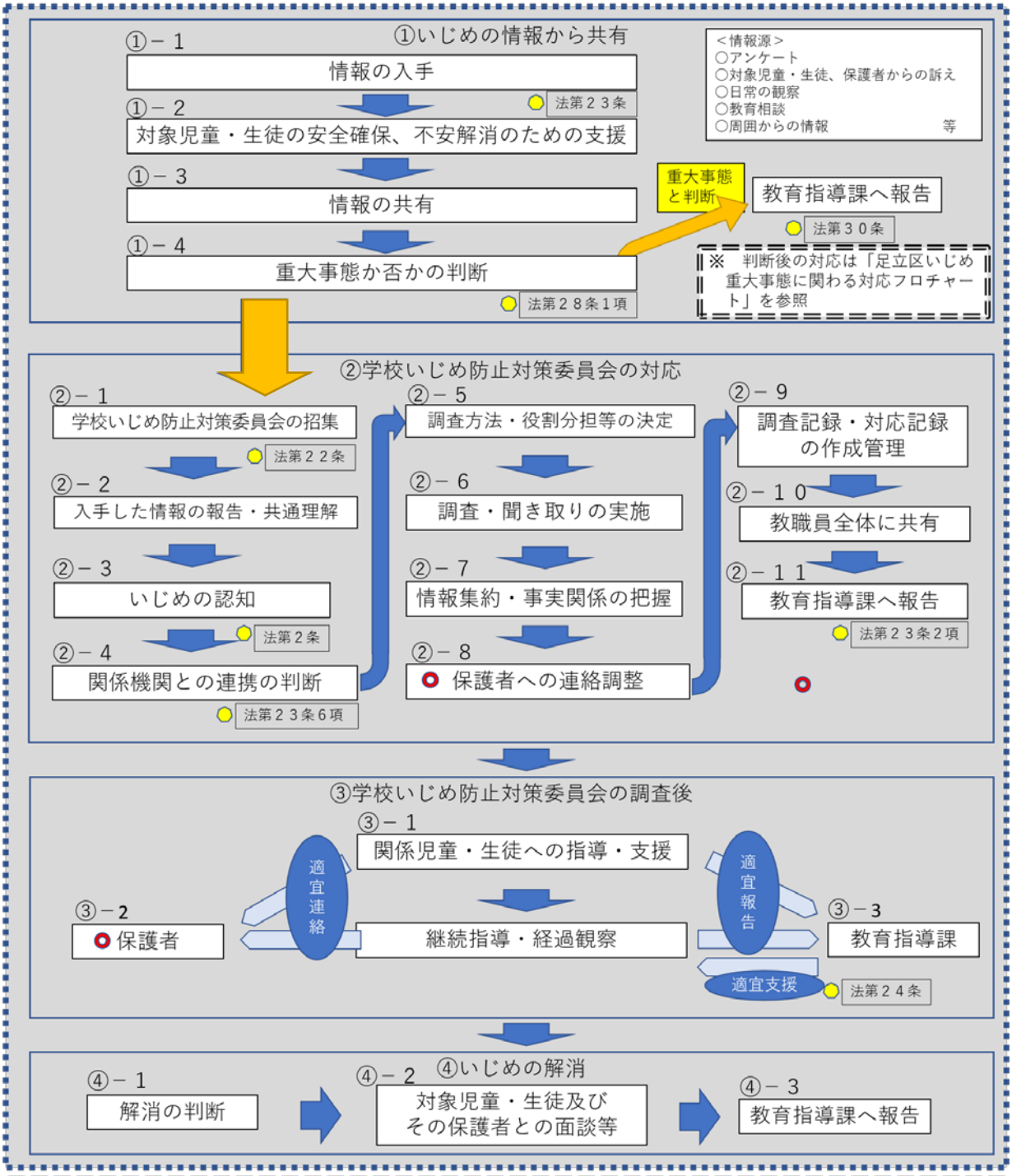
こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。

いじめを行った児童生徒について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子どもの反省が見られない場合など、被害の子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考える事例については、ためらうことなく直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

足立区いじめ対応フローチャート

足立区教育委員会
教育指導部教育指導課

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下方針）に基づき、いじめの疑いのある事案については全ての以下のフローチャートに沿った対応を原則とし、組織的に早期対応による解決を目指す。いじめ重大事態と判断した場合は、学校は随時教育委員会に報告し連携して対応する。



いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。
①被害者に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも３カ月継続していること。
②被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが被害者およびその保護者との面談等により認められること。
※　「学校いじめ防止対策委員会」が被害児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ対応の基本的な対応チェックリスト(足立区立学校)も併せて参照する

○ 根拠法令
◎ 要保護者連絡

第３　重大事態への対処

１　重大事態の定義

重大事態は、法第２８条第１項において以下のように定義されている。

第１号	いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
第２号	いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（１）児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（第１号）とは、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

（２）相当の期間（法第２８条第１項第２号）について、国の基本的な方針は、不登校の定義を踏まえ、年間３０日間を目安としている。

ただし、日数だけではなく、生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が３０日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく教育委員会と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。

２　児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

「いじめガイドライン」において、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申告があったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして法第２８条の規定に基づき報告・調査に当たる必要があるとしている。

なお、申立て時点において、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第２３条第２項の規定を踏まえた学校いじめ防止対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

法第２８条第１項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要がある。

３　重大事態調査（法第２８条第１項）の概要

「いじめガイドライン」において、重大事態調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない」とされている。

区において、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき又はいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが生じた段階から教育委員会又は学校による調査の実施に向けた取組を開始し、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の再発防止に資するために調査を行う。

４　重大事態発生時の対応

（１）教育委員会への報告

学校は、いじめにより重大事態に該当する又は重大事態に該当する可能性のある案件が発生した場合には、速やかに教育委員会へ報告する（法第３０条第１項）。報告の際には、いじめの重大事態に係る報告書（いじめ個票等）を提出する。

（２）教育委員会の判断・報告

教育委員会は、学校からの報告を受けた場合、重大事態に該当する可能性のある案件については学校と協議のうえ、重大事態に該当するか否かを迅速かつ適切に判断する。重大事態と判断した全ての案件について、区長に報告する。

（３）資料の収集・保存

ア　資料の収集

学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取りかかることが求められる。学校が定期的に実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ防止対策委員会等における会議の議事録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録等は調査の基礎資料として活用する。

イ　資料の保存

教育委員会又は学校が定める文書管理規則に基づき、関係資料の保存期間を明確に定め、収集した資料や重大事態調査を行った後の調査報告書の保存期間は国の指導要録の保存期間を踏まえて定める。

５　調査組織の設置

（１）調査主体、調査組織

教育委員会が調査主体となり、「重大事態等調査委員会」（区基本方針Ｐ．３参照）に諮問し調査を行うか、学校における組織で調査を行う。

（２）重大事態等調査委員会への諮問と答申

「いじめガイドライン」においては、「対象児童生徒や保護者が、第三者が調査に関

わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となることが望ましい※」とある。公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制として、教育委員会は、重大事態の有無や実態調査の結果を踏まえた対応方針、再発防止策等について、「重大事態等調査委員会」に対して諮問し、答申を受ける。

※第三者 国の基本的方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示されている。

（３）学校主体による調査

学校主体の調査となる場合も法第２８条第３項に基づき、教育委員会が学校に対して必要な指導及び適切な支援を行う。「いじめガイドライン」により、各学校に設置されている学校いじめ防止対策委員会のほか、必要に応じて、弁護士、医師、ＳＣ、ＳＳＷ等の専門家が参画して調査を実施する。

６　調査内容

（１）児童生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明

重大事態の調査は、「事実関係を明確にする」ことを目的とするもの（法第２８条第１項）であり、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査し、時系列に整列するなどの方法で事実を明確にしなければならない。

このことを念頭に、「重大事態等調査委員会」において当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定し、教育委員会が「いじめガイドライン」の定める説明事項を調査実施前に児童生徒・保護者に対して説明したうえで、適切に調査を進める。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項（「いじめガイドライン」より）】

①重大事態の別・根拠 ②調査の目的 ③調査組織の構成に関する意向の確認 ④調査事項の確認 ⑤調査は方法や調査対象者についての確認 ⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項（「いじめガイドライン」より）】

①調査の根拠、目的 ②調査組織の構成 ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告） ④調査事項・調査対象

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順
⑥調査結果の提供
⑦調査終了後の対応

（２）調査の進め方

「いじめガイドライン」に則り、アンケート調査や聴き取り調査を実施する。

ア　調査全体の流れ

調査の進め方、スケジュールは上記のとおり調査組織において決定するが、例えば、以下のような流れが想定される。

①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認
②対象児童生徒・保護者からの聴き取り
③聴き取りやアンケート調査等の実施
④事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）
⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
⑥報告書の作成、取りまとめ

７　調査の説明及び報告について

（１）調査報告書の作成

報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、「いじめガイドライン」で示される標準的な項目等を参考にして作成する。

また、公表することも念頭におきつつ報告書作成に当たっては、プライバシーや人権に配慮する。

（２）関係者への説明

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を説明する（法第２８条第２項）。説明に際して、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

（３）関係者からの所見書の提出

教育委員会は、関係者に対して、調査結果を区長に報告する際に、関係者からの所見書を合わせて提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつまでに提出するかを指定する。

（４）結果報告

教育委員会は、調査結果とその後の対応方針について区長に報告する。

調査結果を区長に報告する際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

（５）学校及び教育委員会の対応の検証・再発防止策の提言

教育委員会は、法、国・地方の基本方針や学校いじめ防止基本方針等に沿った対応

が行われていたか、学校いじめ防止対策委員会をはじめ学校内の体制が機能していたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどを検証する。

再発防止の観点からは、法第２８条で定められている「当該重大事態と同種の事態の発生の防止」を実効的なものにするため、日頃のいじめ防止等対策及び事案の発生後の対応について真摯に分析・整理する。

（６）調査結果の公表

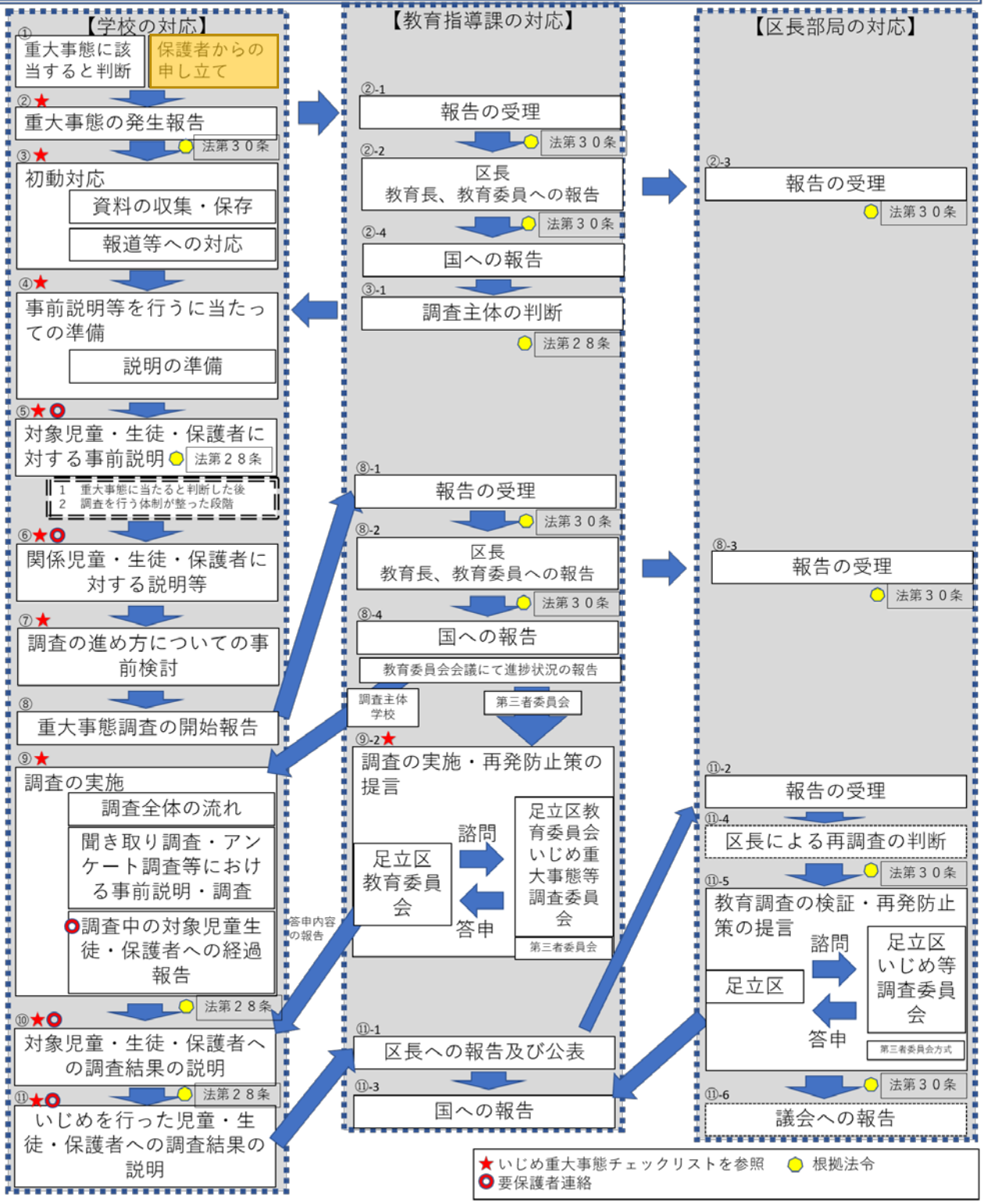
調査結果については、原則として公表する。公表する範囲は、「足立区いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について（令和８年　月策定）（以下「いじめ重大事態公表指針」という。）」及びいじめガイドラインの記載の事項を総合的に勘案し、判断する。（別添　いじめ重大事態公表指針　参照）

足立区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート

足立区教育委員会
教育指導部教育指導課

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（以下ガイドライン）に基づき、重大事態発生時には以下のフローチャートに沿った対応を行う。

いじめ重大事態の定義※法第２８条第１項
1　いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
2　いじめにより児童等が相当の機関学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



８　区長による再調査（法第３０条第２項）及び措置

（１）再調査の趣旨

上記７（４）の報告を受けた区長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第２８条第１項に基づき重大事態等調査委員会が行った重大事態の調査の結果について、法第３０条第２項の調査（以下「再調査という。」）を行う。

（２）再調査を行う組織

制度上、再調査制度が設けられていることを踏まえ、再調査を担当する部署として区では総務部を事務局として体制構築を図っている。再調査を実施する組織については、足立区いじめ等調査委員会設置条例により調査委員会を設置する。

調査委員会は、区長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではないものの推薦を各職能団体に求め、当該調査の中立性・公平性を担保する。

再調査の実施にあたって保護者の要望や事案に適した人選を速やかに行う必要があることから、教育委員会は当該重大事態発生後、総務部とも状況を共有する。

（３）再調査実施の判断

区長は、教育委員会から重大事態等調査委員会による重大事態の調査結果の報告を受けたときは、「いじめガイドライン」の定める法第３０条第２項の区長による再調査の実施の判断基準を踏まえ、再調査の実施の要否について判断する。

再調査実施の判断基準（「いじめガイドライン」より）

ア　調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合

イ　事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合

ウ　調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

（４）再調査の実施

区長は、法第３０条第２項に基づく再調査が必要と認めるときは、調査委員会に再調査を諮問し、区長から諮問を受けた調査委員会は、教育委員会による調査と同様に、いじめガイドライン等に則り適切な方法で事実の確認、再発防止のための調査を行う。

（５）関係者への情報提供

調査委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、再調査によって明らかになった事実関係を説明する（調査委員会設置条例施行規則第６条第３項）。説明に際して、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

（６）再調査結果の報告及び説明

調査委員会は、再調査結果と再発防止策を区長へ答申する（調査委員会設置条例第３条第１項柱書、同施行規則第６条第１項)。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、調査報告書の説明を受けた所見をまとめた文書の提供を受け、再調査結果の報告に添える。

（７）再調査の結果を踏まえた措置等

区長と教育委員会は再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる（法第３０条第５項、調査委員会設置条例施行規則第６条第５項)。

調査結果について、区長は個々の事案の内容やいじめ重大事態公表指針、いじめガイドライン等を総合的に勘案し、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら公表範囲を定め、その結果を公表（議会への報告等）する（法第３０条第３項、調査委員会設置条例施行規則第６条第４項)。

◆「自殺が起きた時の背景調査」といじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」に係る調査の関係性

1　背景調査の概要

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和 7 年 12 月文部科学省改訂版）（以下、「背景調査の指針」という。）において、「自殺は一般的に、様々な原因からなる複雑な現象であると言われており、その原因が特定されない場合が少なくないが、自殺に至る過程を丁寧に探ることで初めて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となるため、学校の設置者（公立学校の場合は設置する地方公共団体の教育委員会、私立学校の場合は学校法人、国公立大学に附属して設置される学校の場合は国公立大学法人、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 2 項に規定する学校設置会社が設置する学校においては、当該学校設置会社。以下同じ。）及び学校において背景調査を実施することが必要となる。背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成される調査であり、その後の自殺防止に資する観点から、万が一児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときに、学校の設置者及び学校が主体的に行う必要がある」とされている。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、背景調査の指針に留意して、以下のとおり背景調査を行う。この調査において、学校及び教育委員会は亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の心情に十分に配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し調査する。

2　背景調査の流れ

（1）基本調査

自殺または自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、学校が調査主体となり、教育委員会の指導・支援のもと、事案発生後数日以内にその時点で収集した事実関係の情報を迅速に整理し、教育長及び区長に報告する。基本調査の実施にあたっては、全国共通の『様式 2（基本調査様式)』を用いて迅速に情報を整理し、遺族への初期説明時には国の『様式 1（リーフレット)』を活用するものとする。

（2）詳細調査への移行の判断

基本調査の報告を受けた教育委員会は、詳細調査への移行の判断を行い、その旨を区長に報告する。詳細調査への移行について遺族から要望を聴取する際は、国の『様式 3（詳細調査等に係る意向確認書)』を活用し、意向を正確に把握する。移行しない例外として、遺族が詳細調査を固く望まない場合等がある。しかし、詳細調査への移行については、全ての事案について詳細調査を実施することが望ましいことを基本とする。

（3）詳細調査

教育委員会が、自殺に至る過程や心理を検証するため、公平・中立の立場で、高い専門性を有する第三者の委員で構成された「重大事態等調査委員会」に諮問する。諮問を受けた「重大事態等調査委員会」は、詳細調査を行うとともに、教育委員会に対し詳細調査の結果を答申する。答申を受けた教育長は、その旨を区長に報告する。

（４）関係所管への報告

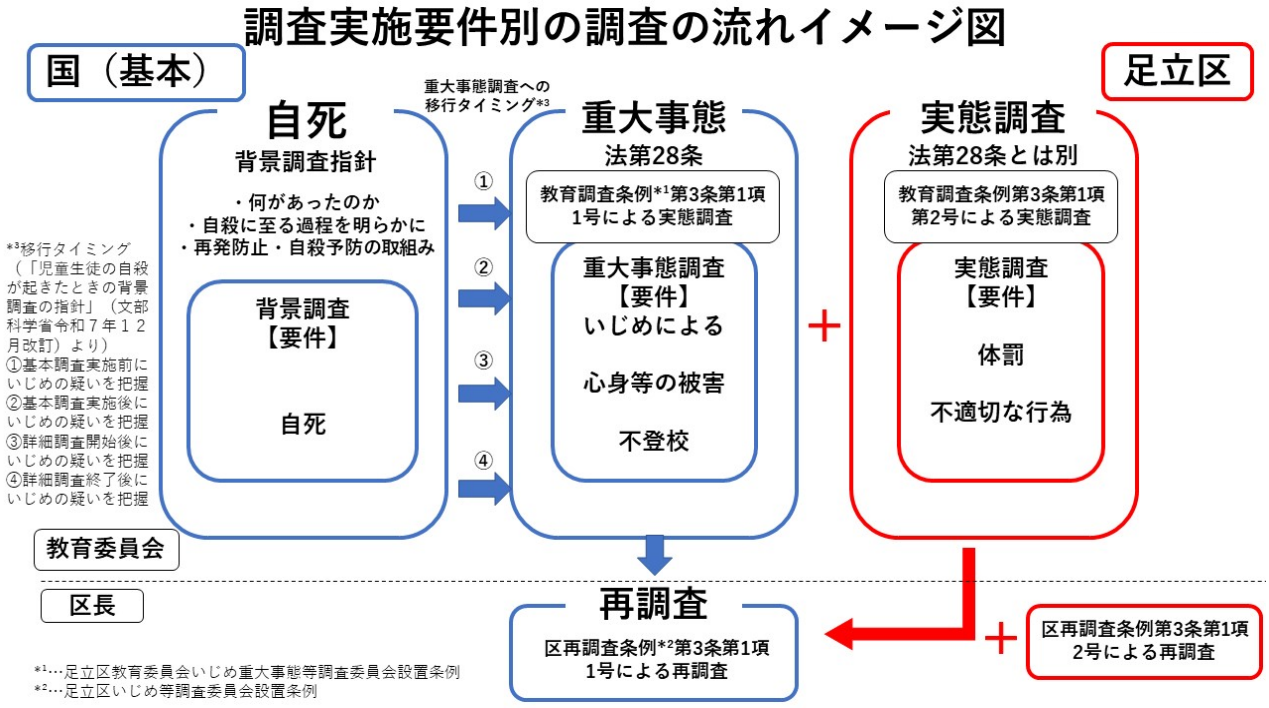
基本調査結果（様式２）や詳細調査報告書を文部科学省を通じてこども家庭庁へ提供・共有するものとする

３　背景調査と重大事態調査の関係性

背景調査の指針において「いじめにより重大な損害が生じた疑い」が認められる時点については、以下が考えられるとされている。

① 基本調査を実施する前
② 基本調査の実施後
③ 詳細調査開始後
④ 詳細調査終了後

「いじめにより自殺事案が生じた疑い」があると認められる場合は、法第２８条第１項の規定によるいじめ重大事態調査をいじめガイドラインに沿って進めるものとする。



【区基本方針に頻出の用語定義】

・法･･･　「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号）
・国の基本方針･･･　いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定）
・「いじめガイドライン」･･･　いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月文部科学省）
・背景調査の指針･･･　児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和７年１２月改訂）
・いじめ･･･　法第２条第１項に規定する「いじめ」
・重大事態調査･･･　法第２８条第１項に基づく学校の設置者又は学校が行う調査
・再調査･･･　地方公共団体の長等が、法第２９条第２項、第３０条第２項、第３０条の２、第３１条第２項、第３２条第２項に基づいて行う調査
・いじめ個票･･･　学校いじめ防止対策委員会において組織的・継続的な対応が必要と判断された案件について記録するもの
・いじめ一覧表･･･　「法律上のいじめの定義」に該当するものすべてを学校が記録するもの

※　その他、上記にない用語の定義については、法及び基本方針で定められたとおりとする。

足立区いじめ防止基本方針に基づく　チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

チェック以外の箇所は日付を入力する。

【チェックリストⅠ】いじめ重大事態に対する平時からの備え

1　学校における平時からの備え（ｐ６～７参照）

チェックポイント	学校
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	□
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	□
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童・生徒、保護者、関係機関等に説明している。	□
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。	□
・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと	□
・法第23条第２項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと	□
・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと　など	□
校長のリーダーシップの下、生徒指導主任等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	□
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう状況について逐一共有を図るなど連携体制を整えている。	□
「学校いじめ防止対策委員会」において会議を開催した際の記録や児童・生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	□
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	□
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	□
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童・生徒について、当該児童・生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童・生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	□
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	□
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	□

２　学校の設置者における平時からの備え（ｐ７～８参照）

チェックポイント	教委
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童・生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	□
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	□
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	□
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	□
各地域における学校サポートチームを有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	□
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	□
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	□
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	□
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	□

【チェックリストⅡ】いじめ重大事態発生時の対応

1　重大事態に該当すると判断（p12～15参照）

チェックポイント	学校	教委
重大事態に該当すると判断		
学校長が担任等のいじめに関する情報から教育委員会との協議の上で法第２８条１項により判断		

2　重大事態の発生報告（p16～17参照）

チェックポイント	学校	教委
重大事態の発生報告		
学校長が担任等のいじめに関する情報から教育委員会との協議の上で法第２８条１項により判断後、速やかに教育指導課指導主事に電話等で報告する。		

2-①　報告の受理（p16～17参照）

チェックポイント	学校	教委
学校からの報告の受理		
担当の指導主事が学校からの報告を電話等で受ける。		
学校からの報告を受け、教育指導課から様式１、様式２を学校に送付する。		
学校は、様式１に必要事項を記載し、担当の指導主事に送付する。		
学校から様式１にて、重大事態の発生報告を受理する。		

2-②　区長、教育長、教育委員への報告（p16～17参照）

チェックポイント		学校	教委
重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ※担当の指導主事が速やかに報告書を作成し、教育指導課長が教育長、教育委員、区長への報告を行う。 ※再調査組織を担当する区長部局部署に対しても発生したことを情報提供し、意向の進捗についても連携していく。			
報告内容	学校名		
	対象児童・生徒の氏名、学年等		
	報告時点における対象児童・生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること		
	その他（　　）		
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。			

２-③　報告の受理（ｐ16～17参照）

チェックポイント		学校	教委
重大事態の発生報告の受理			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告し、受理されたことを確認する。 ※再調査組織を担当する区長部局部署に対しても発生したことを情報提供し、意向の進捗についても連携していく。			
担当の指導主事が秘書課から重大事態の発生報告が受理された連絡を受ける。			

２-④　国への報告（ｐ16～17参照）

チェックポイント		学校	教委
重大事態の発生報告			
報告内容	学校名		
	対象児童・生徒の氏名、学年等		
	報告時点における対象児童・生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること		
	その他（　　）		
上記の報告内容を様式１にて、東京都教育委員会に対して重大事態の発生報告を行った。 ※東京都においては、区は東京都へ報告し、東京都が国へ報告する。			

３　重大事態発生時の初動対応

◆３（１）資料の収集・保存（ｐ18参照）

チェックポイント		学校	教委
教育指導課指導主事が速やかに資料の収集・保存について学校を支援する。			
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。			
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート 教育相談の記録 これまでのいじめの通報や面談の記録 学校いじめ対策組織等における会議の議事録 学校としてどのような対応を行ったかの記録 その他（　　）		
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の５年間保存することを確認した。			
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。			

◆3（2）報道等への対応（p19参照）

チェックポイント	学校	教委
報道対応の担当者（基本的には校長や副校長等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。		
区の30分ルールの公表基準にも照らし合わせ、報道広報課とも協議のうえ、公表の有無、範囲や方法について決定した。		

3-①調査主体の判断（p20～参照）

チェックポイント	学校	教委
調査主体の判断は、個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者が行う。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。		
対象児童・生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態について、調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とする。		
対象児童・生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合、調査主体は学校となる。		

4　事前説明等を行うに当たっての準備

◆4（1）説明の準備（p25参照）

チェックポイント	学校	教委
調査主体において、速やかに説明事項の整理・確認、説明者の検討を行う。説明時には、複数名が同席し、説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決めておく。		
対象児童・生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	□	□
どのような内容を説明するのか、予め対象児童・生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	□	□
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	□	□
説明時の録音の有無を確認した。	□	□
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	□	□

5　対象児童・生徒・保護者に対する事前説明

◆5（1）対象児童・生徒・保護者への説明事項

調査主体：　　説明日：

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（p26～27参照）

チェックポイント	チェック
ア　重大事態の別・根拠	
調査主体において、速やかに重大事態の別・根拠、調査の目的、調査組織の構成に関する意向の確認、調査事項の確認、調査方法や調査対象者についての確認、窓口となる担当者や連絡先の説明、紹介する。	□
調査主体において、速やかに調査の根拠、目的、調査組織の構成、調査時期・期間、調査事項・調査対象、調査方法、調査結果の提供について説明する。	□
法で定義されている重大事態について説明した。 一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下１号重大事態）。 二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下２号重大事態）。	□
１号重大事態、２号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	□
重大事態として認めた時期について説明した。	□
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	□
イ　調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	□
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	□

ウ　調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	□
対象児童・生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	□
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童・生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	□
対象児童・生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	□
エ　調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	□
児童・生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	□
オ　調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	□
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	□
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	□
対象児童・生徒・保護者が関係児童・生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童・生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童・生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	□
関係児童・生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童・生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	□
カ　窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	□
キ　その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	□

◆5（2）対象児童・生徒・保護者への説明事項

調査主体：

説明日：

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】（p27～29参照）

チェックポイント	チェック
ア　調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	□
イ　調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	□
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	□

ウ　調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童・生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	□
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	□
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	□
エ　調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童・生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	□
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童・生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	□
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	□
調査組織の判断の下で、児童・生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童・生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	□
オ　調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	□
事前に説明を行った段階で対象児童・生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	□
カ　調査結果の提供	
法第28条第２項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	□
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	□
関係児童・生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	□
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	□
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	□
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	□
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	□
キ　調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	□
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	□
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	□
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	□

◆5（3）対象児童・生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（p29参照）

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	□	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	□	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童・生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童・生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	□	
対象児童・生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	□	
対象児童・生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童・生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童・生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	□	

◆5（4）対象児童・生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（p30参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童・生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童・生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	□	

6　関係児童・生徒・保護者に対する説明等（p30参照）

調査主体：　　説明日：

チェックポイント	チェック
調査主体において、速やかに調査の根拠、目的、調査組織の構成、調査時期・期間、調査事項・調査対象、調査方法、調査結果の提供について説明する。	□
対象児童・生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童・生徒・保護者に対しても説明した。	□
調査に関する意見を聴き取った。	□
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童・生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	□
関係児童・生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	□
関係児童・生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第２条第１項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	□

7　調査の進め方についての事前検討（p31参照）

調査主体：

チェックポイント		学校	教委
調査主体において、速やかに調査の目的・趣旨、調査すべき事案の特定、調査事項の確認、調査方法やスケジュール、調査に当たっての体制、調査結果の公表の有無、在り方について事前に確認検討する。			
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。			
確認・検討事項	調査の目的・趣旨		
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認		
	調査方法やスケジュール		
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）		
	調査結果の公表の有無、在り方		
	その他（　　）		

8　重大事態調査の開始報告（ガイドラインに記載なし）

チェックポイント	学校	教委
重大事態調査の開始報告		
学校は、様式２に必要事項を記載し、教育指導課指導主事に送付し、調査開始報告を行う。		

8-①　報告の受理（ガイドラインに記載なし）

チェックポイント	学校	教委
学校からの報告の受理		
学校から様式２にて、重大事態調査の開始報告を受理する。		

8-②　区長、教育長、教育委員への報告（ガイドラインに記載なし）

チェックポイント		学校	教委
重大事態調査の開始報告			
地方公共団体の長等まで重大事態調査の開始を報告した。			
担当の指導主事が速やかに報告書を作成し、教育指導課長が教育長、教育委員、区長への報告を行う。			
報告内容	重大事態調査の開始日		
	重大事態調査の調査主体		
	いじめ重大事態調査について（調査委員の構成状況、調査終了目途、保護者への説明状況等）を記載すること		
	その他（　　）		
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態調査の開始を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。			
特命・調査担当課へ重大事態調査の開始を報告した。 ※再調査を行う場合、委員の選任に時間がかかるため、状況を逐一報告を行う。			

8-③　報告の受理（ガイドラインに記載なし）

チェックポイント	学校	教委
重大事態の調査報告の受理		
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告し、受理されたことを確認する。 ※担当の指導主事が秘書課から重大事態の発生報告が受理された連絡を受ける。		

8-④　国への報告（ガイドラインに記載なし）

チェックポイント		学校	教委
重大事態の調査報告			
報告内容	重大事態調査の開始日		
	重大事態調査の調査主体		
	いじめ重大事態調査について（調査委員の構成状況、調査終了目途、保護者への説明状況等）を記載すること		
	その他（　　）		
上記の報告内容を様式２にて、東京都教育委員会に対して重大事態の発生報告を行った。 ※東京都においては、区は東京都へ報告し、東京都が国へ報告する。			

●9　調査の実施

◆9（1）調査全体の流れ（p31～32参照）

チェックポイント		学校	教委
調査主体において、速やかに調査全体の流れを確認し、調査対象者に対して実施前に丁寧な説明を行う。調査中の対象児童・生徒・保護者への経過報告について、調査主体で調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明する。学校主体の調査について、教育指導課指導主事が助言、支援を行う。			
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。			
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。			
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料		
	学校いじめ防止基本方針		
	年間の指導計画		
	学校に設置される各委員会の議事録		
	過去のアンケート、面談記録		
	その他（　　）		
対象児童・生徒・保護者からの聴き取りを実施した。			
対象児童・生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。			
実施した事項	教職員からの聴き取り		
	関係児童・生徒からの聴き取りやアンケート調査		
	学校以外の関係機関への聴き取り		
	その他（　　）		
事実関係を整理した。			
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。			
報告書の作成、取りまとめをした。			
調査終了後、調査主体から教育指導課指導主事に速やかに調査結果を文書にて報告する。			
実施した事項	学校からの報告を受理		
	足立区いじめ等問題対策委員会の招集		
	学校の対応の適否、再発防止等について諮問 ①　いじめ又は体罰を防止するための施策を実効的に行うための施策検討 ②　いじめの重大事態、体罰又は不適切な行為が発生した場合の実態調査 ③　いじめ又は体罰等を対処するための助言や再発防止に関すること		
	足立区いじめ等問題対策委員会の答申のまとめ		
	学校へ答申内容の報告		

◆9（2）聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（p32～33参照）

調査主体：　　説明日：

チェックポイント	チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	□
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	□
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	□
法に基づいて調査結果は対象児童・生徒・保護者に提供するとともに、関係児童・生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	□
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	□
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	□
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	□
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	□

◆9（3）調査中の対象児童・生徒・保護者への経過報告（p34～35参照）

調査主体：　　説明日：

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて変更等があった場合にも説明した。	□
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	□
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童・生徒・保護者に対して確認した。	□

9-①　対応の検証・再発防止策の提言

チェックポイント	学校	教委
調査終了後、調査主体から教育指導課指導主事に速やかに調査結果を文書にて報告する。		
学校からの報告を受理		
足立区いじめ等問題対策委員会の招集		
学校の対応の適否、再発防止等について諮問		
足立区いじめ等問題対策委員会の答申のまとめ		
学校へ答申内容の報告		

１０　対象児童・生徒・保護者への調査結果の説明（ｐ39～40参照）

調査主体：　　説明日：

チェックポイント	チェック
調査主体において、調査終了後速やかに調査報告書を作成し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。	□
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	□
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	□
調査報告書に記載されたいじめを行った児童・生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童・生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	□
必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	□
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童・生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	□
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	□
再度公表について確認し、公表の意志がある場合は公表の範囲や方法等についての確認も行った。	□

１１　所見書の受理（ｐ40参照）

チェックポイント	学校	教委
重大事態の調査結果報告に対する所見書の受理		
対象児童・生徒、保護者から重大事態の調査結果報告に対する所見書を受理した場合、調査結果報告とあわせ区長へ報告する。 ※受理日や受理する担当者などはあらかじめ決定し、受理したことは速やかに教育委員会内で共有する。		

１２　いじめを行った児童・生徒・保護者への調査結果の説明（ｐ40参照）

チェックポイント	チェック
対象児童・生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童・生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	□
対象児童・生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	□
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	□

１２-①　区長への報告及び公表（ｐ40・43参照）

チェックポイント	学校	教委
対象児童・生徒・保護者に説明、公表についての確認及びいじめを行った児童・生徒・保護者への調査結果の説明が終了後、速やかに担当の指導主事が報告書を作成し、区長への調査結果及び公表についての報告を行う。		
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。		
対象児童・生徒・保護者から所見書が提出されている場合にはその内容と再調査の判断時にはその内容を踏まえることを説明した。		
東京都教育委員会に対して重大事態報告書を提供した。		
公表に当たっては、児童・生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等*も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。 自ら再発防止策（対応の方向性含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある（国ガイドラインP.41） *不開示となる情報等があった場合においても、情報開示手続きを省略させる理由とはならない。		
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童・生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。		

１２-②　報告の受理

チェックポイント	学校	教委
重大事態の調査結果報告の受理		
地方公共団体の長等まで重大事態の調査結果を報告し、受理されたことを確認する。 ※担当の指導主事が秘書課から重大事態の調査報告書が受理された連絡を受ける。		

１２-③　国への報告（ｐ40参照）

チェックポイント	学校	教委
重大事態の調査報告		
東京都教育委員会に対して重大事態の調査報告を行った。		

【チェックリストⅡ】いじめ重大事態発生時の対応（再調査）

１３　区長による再調査の判断（ｐ46参照）

チェックポイント		区長部局	日付
学校の設置者等から調査結果の報告を受けた際に、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の再発防止のために必要があると地方公共団体の長等が判断した。		□	
再調査を行う判断ポイント	①　教育委員会 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと判断した場合	□	
	②　事前に対象児童・生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、十分な調査が尽くされていないと判断した場合	□	
	③　調査組織の構成について、明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童・生徒保護者に説明していないなどにより対象児童・生徒保護者が調査組織の構成に納得していない場合	□	

◆１３（１）再調査の初動対応

チェックポイント		学校	教委
区長部局担当部署が速やかに教育委員会が行った調査の資料の収集を行う。			
再調査の実施に必要な教育委員会等実施の調査資料等の収集、整理をした。			
資料例	実施したアンケート 教育相談の記録 これまでのいじめの通報や面談の記録 教育委員会の第三者調査機関との諮問・答申にかかる資料 教育委員会等の調査が終了したことを証する資料 （法第30条2項に基づく再調査を行うことを根拠づける資料として。） 学校いじめ対策組織等における会議の議事録 学校としてどのような対応を行ったかの記録 結論付けた教育委員会の調査報告書および対象児童・生徒、保護者からの所見書 その他（　　）		
区が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を確認した。			
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。			

◆１３（２）報道等への対応（ｐ19参照）

チェックポイント	区長部局
報道対応の担当者（基本的には管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。	
区の30分ルールの公表基準にも照らし合わせ、報道広報課とも協議のうえ、公表の有無、範囲や方法について検討、決定した。	

１３-①　国への報告（ｐ16～17参照）

チェックポイント		学校	教委
重大事態の発生報告			
報告内容	学校名		
	対象児童・生徒の氏名、学年等		
	報告時点における対象児童・生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること		
	その他（　　）		
上記の報告内容を様式１にて、東京都教育委員会に対して重大事態の発生報告を行った。 ※東京都においては、区は東京都へ報告し、東京都が国へ報告する。			

１４　再調査を行うまでの準備

１４-①　対象児童・生徒・保護者への説明事項

【再調査を行うと判断した後】（ｐ26～27参照）

説明主体：　　説明日：

チェックポイント	区長部局
ア　重大事態の再調査を行う根拠	
30条2項に基づきガイドラインに則った調査を行うなど、根拠を示しながら説明した。	□
イ　調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	□
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	□
ウ　調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	□
対象児童・生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	□
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童・生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	□
対象児童・生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	□
エ　調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	□
児童・生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	□
オ　調査方法や調査対象者についての確認	
児童生徒への心理的負担を最小限に抑えるため、新たな聴き取りやアンケート調査を行う場合は必要最小限の確認に留めることを説明した。	□
調査方法について要望があるか確認した。	□
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	□
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	□
対象児童・生徒・保護者が関係児童・生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童・生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童・生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	□
関係児童・生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童・生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	□
カ　窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。 区側の代理人弁護士を立てて行う場合、その連絡方法等についても確認した。	□

◆１４（１）　再調査組織の構成

チェックポイント	学校	教委	区長部局	日付
再調査組織とは別に、区側の代理人弁護士をたてるかを検討した。依頼する場合には第1,2東京弁護士会等からの推薦による人選とした。			□	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う。			□	
対象児童・生徒、保護者要望も踏まえ、専門的な知識や経験を有する第三者（弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等））を委員として参加させるよう努めた。			□	
これらの専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別な利害関係を有しない者であるか確認した。			□	
専門家については職能団体や大学、学会等からの推薦を通じて人選した。			□	
推薦に当たっては日弁連様式等を使い依頼内容をできるだけ正確に伝わる文書を作成した。各団体への依頼先と依頼方法の確認をし、調査開始までの目途を検討した。 ※推薦依頼～回答まで各団体によって異なる（弁護士会は概ね２か月はかかる）			□	
調査組織の構成員等には調査で収集した情報の管理・保管方法に関して、誓約書などを通じて守秘義務を課した。			□	
再調査委員会における報酬等の予算について確認した。			□	
予算の使途、契約方法等について確認した。（補正予算確保、委員・補助員等との契約方法の確認　など） 区の附属機関の委員に対する費用弁償については費用弁償条例で規定。資料読み込み、検討は、この経費の中に入っているという条例となっている。 資料読み込み等に対する支出に関して委託・謝礼等によることについて検討する。 ※区長部局調査においては準委任契約としての整理をしており、予算上も初動経費分のみ計上している。 ➢参考：事実認定して評価するということは裁判所の判決みたいなもの。そうすると作成する基本は法律家である弁護士であると考えられるという弁護士助言あり。			□	
補助員は必要か判断した。 ※再調査組織の判断に委ねるケースもある。			□	
補助員の役割（会議録作成、調査補助、報告書作成補助、委員会運営庶務など、任せるべき範囲）を検討した。 ※会議録作成に関しては、審議経過や実際に委員会が開催されているという実務上の確認のため、委員会に出席せずともICレコーダーだけ置くなどして区事務局による作成とすることが望ましい。会議後の記録をつけることが調査の中立性・公平性を損なわせるものではないことは弁護士からも助言あり。			□	
作業部会設置が必要か判断した。 ※再調査組織の判断に委ねるケースもある。			□	
人数・単価・部会長等の検討 人選、人数・部会長は初回委員会で判断するケースもある。 再調査組織構成員から選出を基本とし、追加調査・ヒアリング調査等具体的な作業を担当　など			□	
会場の確保（本庁舎で行うことを前提で推薦依頼する。）を行った。 ※区外在住者が推薦された場合、本庁舎までの距離が遠い等の理由から区外での開催要望を受けるケースがある。原則、区の附属機関であることから本庁舎開催を想定するものだが、開催方法や出席要件を満たせばオンライン開催も可とする等の検討もあわせて行う。			□	
再調査組織における情報公開に関する考えを検討した。 調査報告書の公表方法、範囲の検討。再調査における報告義務は議会報告のみ（議会報告＝公表という側面あり）。			□	
委員情報の公表タイミングは事務局が想定する案をもとに再調査組織に諮り、再調査組織との検討とするか確認した。 （1）秘匿する必要性無しと判断し、開始直後から公表 （2）公表することで委員への外部からの圧力防止のため、公開タイミングは答申後　など 対象児童・生徒、保護者には各団体推薦回答後、区長了解後に提供。国のガイドラインに則り、保有個人情報請求範囲で適切に情報提供する。			□	
再調査組織に提供する資料の内容を検討した。基本的に調査に必要な資料は全て提供する。 ※教育委員会の調査時、情報源を明かさないとしたうえで収集した情報（特定生徒からのヒアリングで得た情報　など）について、再調査組織に提供するかを検討する。	□	□	□	
会議の公開・非公開について検討した。 設置条例に基づき、原則非公開。区の会議録作成方針では、非公開の場合、開催日時公開は努力義務となる。 議会に対する報告内容・方法の検討をした。			□	
会議録の作成方法等を検討した。 ※中立性・公平性を最大限に担保する場合、会議録作成自体も補助員等に作成委託し、事務局が一切関与しないケースもある。一方、予算が青天井化、審議の進捗状況が不透明となるなどのリスクもあるため、慎重に検討する。			□	
作成主体、内容のレベル（逐語録、概要等）、音声取扱い、保護者への提供有無と提供頻度を検討した。			□	

◆１４-②　対象児童・生徒・保護者への説明事項
【調査体制が整った段階】（ｐ27～29参照）

説明主体：	説明日：

チェックポイント	区長部局
ア　調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	□
イ　調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	□
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	□
担当課の役割について説明した。 再調査組織の公平性・中立性の担保として、担当課としてどこまで関与すべきかあらかじめ検討する。 学校と委員の最初の繋ぎ、本庁舎の会場確保、オンライン会議設定作業、会議録の作成、報告書作成補助など	□
ウ　調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童・生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	□
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	□
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。 委員情報や審議・調査経過、報告書等ガイドラインで求められる一連の情報提供の頻度や方法については、あらかじめ検討する。 ・媒体の検討（会議録（保有個人情報の開示請求範囲のみ）等） ・提供方法（保護者代理人へ区代理人を介して渡す　等） ・説明主体（再調査組織か、区事務局か　等）	□
エ　調査事項・調査対象	
再調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童・生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	□
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童・生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	□
調査事項や調査対象を再調査委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	□
調査組織の判断の下で、児童・生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童・生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	□
オ　調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
再調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	□
事前に説明を行った段階で対象児童・生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	□
カ　調査結果の提供	
いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	□
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	□
関係児童・生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	□
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	□
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	□
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	□
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。 区の文書管理規定に基づき決まった年数保管する。 足立区文書管理規程で、附属機関に関する公文書のうち ①会議開催に関する公文書＝３年 ②委員委嘱等に関する公文書＝5年 ③答申で区行政の運営に関する一般方針等＝30年 ④答申で③以外の公文書＝10年以下 ⑤会議録＝10年以下	□

キ　調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	□
再調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	□
法第30条3項に基づいて、調査結果を議会に報告しなければならないことを説明した。	□
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	□

◆１４（２）対象児童・生徒、保護者への説明に当たっての留意事項（ｐ29参照）

チェックポイント	区長部局	日付
重大事態再調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	□	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	□	
対象児童・生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	□	
対象児童・生徒、保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童・生徒、保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童・生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	□	

１５　再調査の実施（ｐ47参照）

チェックポイント		学校	教委	区長部局	日付
調査の進め方、スケジュールを再調査組織において決定した。				□	
役割、補助員の設置有無、会議録の作成方法、委員長・副委員長の決定等事務的な内容を再調査組織において決定した。 ※委員長は調査における事実認定と評価等の法的責任を要すること、他自治体のいじめ調査委員会の例から弁護士となる事例が多い。 ※初回開催時に再調査組織の判断に委ねる。				□	
前回の調査で収集された学校作成資料（アンケート、教育相談記録、いじめ通報記録、会議議事録など）の収集と整理を行った。				□	
検討事項	調査の目的・趣旨			□	
	再調査を行うに至った調査報告書の不十分な点の洗い出し			□	
	再調査において改めて調査を行う項目、観点の整理			□	
	対象児童・生徒・保護者が所見書を提出している場合には、その内容を踏まえる			□	
	新たに聴き取りやアンケート調査を行う場合には必要最小限の確認になるように配慮			□	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）			□	
	調査結果の公表の有無、在り方			□	
	その他（　　）			□	
学校設置者が東京都教育委員会に対して、重大事態の調査開始の報告を行った。			□		

◆１５（１）再調査中の対象児童・生徒、保護者への経過報告（p34～35）

説明主体：

チェックポイント	区長部局	日付
保護者への調査経過の報告		
委員情報や審議・調査経過、報告書等ガイドラインで求められる一連の情報提供の頻度や方法については、あらかじめ検討する。 ・媒体の検討（会議録（保有個人情報の開示請求範囲のみ）等） ・提供方法（保護者代理人へ区代理人を介して渡す　等） ・説明主体（再調査組織か、区事務局か　等）		
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。		
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。		
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。		

１６　再調査結果の説明、報告及び再調査結果を踏まえた対応（ｐ47参照）

１６-①　対象児童・生徒・保護者への再調査結果の説明（ｐ39～40参照）

説明主体：　　説明日：

チェックポイント	区長部局
再調査報告書本体を提示又は提供した。 外部に公表する場合、再調査報告書の概要版資料の内容について提示した。	□
資料に基づいて、再調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	□
再調査報告書に記載されたいじめを行った児童・生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童・生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	□
必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	□
重大事態等再調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童・生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	□
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	□
公表するにあたっての、公表の範囲について確認した。	□

１６-②　いじめを行った児童・生徒・保護者への調査結果の説明（ｐ40参照）

説明主体：　　説明日：

チェックポイント	区長部局
対象児童・生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童・生徒・保護者に対しても再調査報告書の内容について説明した。	□
対象児童・生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、再調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	□
再調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	□

１６-③　区長等への報告及び公表（ｐ40・43参照）

説明日：

チェックポイント	学校	教委	区長部局
法に基づいて地方公共団体の長等へ再調査結果を説明した。 答申において提出される形式（これまでは答申書+調査報告書による）をあらかじめ検討する。			□
対象児童・生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。			□
東京都教育委員会に対して再調査報告書を提供した。		□	
公表に当たっては、児童・生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。 自ら再発防止策（対応の方向性含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある（国ガイドラインP.41） *不開示となる情報等があった場合においても、情報開示手続きを省略させる理由とはならない。			□
公表に際しては、再調査報告書に記載のある児童・生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。			□

１６-④　議会報告（ｐ47参照）

チェックポイント	区長部局	日付
法に基づいて地方公共団体の長は、その結果を議会に報告した。	□	□
議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、児童・生徒の個人情報やプライバシーに配慮した上で、各地方公共団体において適切に判断する。		